長崎市立西浦上中学校

部活動振興会

規　　約　　１～２

規　　程　　３～５

長崎市立西浦上中学校　部活動振興会

西浦上中学校　部活動振興会規約

（名称及び事務局）

第１条　　本会は西浦上中学校部活動振興会と称し、事務局を西浦上中学校に置く。

（目的と位置づけ）

第２条　　（１）本会は西浦上中学校生徒が体育・文化活動を通して、体力向上や健康増進、豊かな情緒を養うとともに、生徒の心身の健全な育成を図ることを目的とする。

（２）本会の活動は部活動振興会活動（社会教育的活動）として位置づける。

（事　業）

第３条　　本会は前条の目的を達成するため、次の事業に対する協力や援助を行う。

（１）部活動振興のため、計画、運営に関する事項。

（２）部活動の練習や、競技会、発表会への参加。

（３）その他本会の目的達成に必要な事業。

（会　員）

第４条　　本会は、保護者および教職員をもって組織する。

（部の組織）

第５条　　本会に、必要な部を置く、部に関する規定は別に定める。

（役　員）

第６条　　本会に次の役員を置く。

会長１名　副会長３名～５名　事務局〔事務局長１名（学）、　庶務若干名（学）・(育)、会計１名（育)〕

監査２名

（役員の任務）

第７条　　（１）会長は会務を総括し、本会を代表する。

（２）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

（３）事務局は、総会、指導者協議会の記録をし、庶務会計を処理する。

（４）監査は本会の会計を監査する。

（役員の選出）

第８条　　会長、副会長、監査は育友会の会長または副会長、監査がそれぞれこれにあたり、事務局は会長がこれを委嘱する。

（役員の任期）

第９条　　役員の任期は１か年とする。ただし、再任を妨げない。

役員に欠員を生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（顧　　問）

第１０条　　本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

顧問は本会の運営について会長の諮問に応ずる。

（部の組織、運営）

第１１条（１）部に顧問教師を置く。顧問教師は、部の責任者とする。

（２）部に指導者を置くことができる、但し、指導者は原則として各部若干名とする。

（３）指導者は会長及び長崎市教育委員会が委嘱し、部の直接指導にあたる。

（４）部長・副部長は部員の保護者中より互選し、顧問教師と協力して部の運営にあたる。

（会　議）

第１２条　会議は、役員会、及び指導者協議会とし、会長が召集する。

（１）定期総会は年度当初に開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

（２）役員会は、会長、副会長、事務局をもって構成し、会の営事項を協議する。

（３）指導者協議会は、役員、顧問教師、部長、副部長、指導者をもって構成し、適宜これを開き、各部の具体的事項を協議する。なお、必要に応じ、顧問教師、指導者による会合をもつことができる。

（会　　計）

第１３条（１）本会の会計は会費、補助金、寄付金をもってこれにあてる。

（２）会費は、年額４，０００円とする。　但し、既納会費については一切返金しないものとする。

（３）転入学を含め、年度途中で入部する場合、年会費を 10 ヶ月（2 ヶ月は長期休暇分として除く）で割り、該当期間に相当する会費を納入するものとする。

（予算及び決算）

第１４条　本会の予算は総会において議決し、決算は監査を経て総会に報告し、承認を得るものとする。

（会計年度）

第１５条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終る。

（規約の改正）

第１６条　本会の規約改正は総会において出席者の過半数の賛成により成立する。

（規約の発行）

第１７条　本規約は昭和５９年４月１日よりこれを施行する。

（その他）

第１８条　本会の運営の細部にわたる事項は本規約に抵触しない範囲において役員会の審議を経て、細則として会長がこれを定める。

第１９条　本会の旅費及び激励金等に関する規程を別に定める。

平成１３年５月１９日一部改正
平成１５年５月１５日一部改正
平成２２年５月　６日一部改正
平成２８年５月　６日一部改正
平成３０年５月　２日一部改正
平成３１年４月２６日一部改正
令和３年４月３０日一部改正

西浦上中学校　部活動振興会活動規程

1　目的・方針

この規定は西浦上中学校部活動振興会盟約第５条に基づき部活動に必要な事項を定める。

部活動は、学校教育活動の一環として、体育・文化活動に親しみ、望ましい生活習慣や態度を身につけることを目的とする。

2　部

この振興会に次の各部をおく。

◎体育クラブ　◎文化クラブ

3　参加資格　各部の参加者は西浦上中学校に在籍する生徒とする。

4　参加手続　各部に参加を希望する生徒は、入部願に、入会金を添えて振興会事務局に提出し、入部許可を受けるものとする。

5　活動方法

（１）各部は、活動計画を立て目的に添って活動する。

（２）練習は、選手養成主義や過度に陥らないように留意する。

（３）中間テスト・期末テストは５日前、実力テストは３日前から活動を中止する。

ただし、次の場合は保護者と校長の承認をとり、１時間を超えない程度の練習を例外的に認める。

・テスト休み期間中に公式大会が行われる場合

・テスト実施週の週末に公式大会が行われる場合（大会の１週間前からに限る）

※　公式大会とは、中体連関係・中文連関係・協会主催の大会とし、招待試合や練習試合は含まない。

（４）長期休業中は、学校の計画に従い活動する。但し、活動のはじめと終わりには、特定勤務者に必ず連絡する。（連絡簿へ記入する）

（５）対外試合については、あらかじめ計画書を添えて、校長に承諾を得る。（対外試合については顧問間で連絡する）

6　活動及び時間

（１）各部の活動は、会員、指導者、顧問教師のもとで実施する。ただし、会員、指導者、顧問教師ともに不在の場合は活動を中止、または時間短縮などの措置を行う。

（２）活動の曜日は各部で案を作り、指導者協議会で調整し、決定する。

（３）活動時間は、原則として次のとおりとする。

〈１〉平日

	《活動終了時刻》	《完全下校時刻・正門通過》
【４月～中総体】	１８時４５分	１９時００分
【中総体後～１学期末】	１８時３０分	１８時４５分
【９月、１０月】	１８時１５分	１８時３０分
【おくんち後】	１７時４５分	１８時００分
【１１月、１２月】	１７時３０分	１７時４５分
【１月～３月】	１８時００分	１８時１５分

※天候、学校行事等で変更になる場合があります。

〈２〉土曜・日曜・祝日

①　月計画を作成し校長の承諾を得る。

② 校外の試合に出かけるときは事前に届け用紙に記入し校長の承諾を得る。

〈3〉休日の終日練習は健康を考慮し行わない、３時間を超えない。

〈4〉週２回は休養日を設定する。

〈5〉毎月第３日曜日は活動を休みとする。(家庭の日)

〈6〉４月～１０月において、水曜日５校時日課の場合のみ、活動終了時刻を 18 時 00 分、完全下校時刻・正門通過を 18 時 15 分とする。

7　部員の生活規則

（1）登下校の際、買い食いや飲食店に立ち入ることがあってはならない。

（2）部員における窃盗・飲酒・喫煙などの不良行為があってはならない。

（3）部員は、暴力行為やいじめをしたり、仲間に加わったりするなど、人や物に損害を与えるような行動があってはならない。

（4）その他、学校の規則及び部活動の規則を守らなくてはならない。

(服装・活動時間・生徒心得にある事柄)

※ 中総体規定で染髪・眉そりは出場停止になる場合があるため、年間を通して、染髪・眉そりの違反があった場合は次の試合は出場停止。顧問と担任、学年主任が確認し、改善が見られたら次の試合から出場できる。

※ 土日の部活動、校外の部活動や大会においても、携帯電話・オーディオプレーヤー・ゲーム等の不要物の持ち込み、使用は禁止する。

8　その他

（1）休日の昼食については、顧問教師の管理する場所でとることを原則とし、ゴミは必ず持ち帰る。

（2）指導者不在の場合、原則として活動を中止する。朝練習は、原則として認めないが、保護者の了解及び顧問教師の指導のもとに活動を行うことができる。なお、指導者に代わる保護者が責任を持って監督する場合に限り活動を認める。(練習時間は 7：20～7：50 までとし、8：10 までには教室へ入る。)

（3）休み中の登下校の際の服装は、標準服及び部で決められた服装とし、持ち物は補助バッグとする。(野球部、剣道防具、柔道着（柔道部指定のバッグ)、バドミントン及びテニスのラケットケースは認める。）※合宿や遠征などで荷物が多いときはこの限りではない。

（4）後かたづけ、清掃（更衣室・部室）などが不十分な場合は使用を禁止し部活動を停止することもある。

9　競技会・発表会等への参加

各部が参加を希望するときは会長へ届け出る。

１０　活動の注意事項

※ 対外試合（大会・交換試合・合宿等）について、校長の承認を得ることとする。

１１　規程の改正　この規程の改正は振興会役員会で決定する。

平成１６年５月１２日一部改正
平成２２年５月　６日一部改正
平成２５年５月　７日一部改正
平成３０年５月　２日一部改正

西浦上中学校　部活動振興会　旅費及び激励金規程

1．目的

この規定は、全国・九州・県中総体への参加を円滑に行い、本校生徒が高い目標を持ち、生き生きと活躍する姿を激励することを目的とする。

2．旅費規程

(1)一般会計旅費補助金より、下記の金額を支給する。一般会計旅費補助金において不足が生じた場合、積立基金よりこれを繰り入れる。ただし積立基金残金にて支給できる場合に限る。

(2)下記の2大会(中総体・新人大会)以外については支給しない。

(3)コーチの旅費については、生徒と同額の交通費と宿泊費の全額を支給する。ただし、大会登録コーチ且つ、本校部活動振興会コーチ1名分とする。

中総体(夏)	県大会	九州大会・全国大会
選手	支給なし	県・市中体連補助金(別紙)の残金分を負担 ※　規程の交通費・宿泊費のうち、3～4割程度
顧問	支給なし	なし
コーチ	支給なし	規程の交通費・宿泊費を全額負担(生徒と同額)

新人大会(冬)	県大会	九州大会
選手	支給なし	健康教育課補助金の残金35%を負担
顧問	支給なし	生徒と同額を全額負担
コーチ	支給なし	生徒と同額を全額負担
※　顧問とコーチの宿泊費と交通費は、健康教育課へ申請する生徒と同額とする。 ※　顧問とコーチの宿泊費と交通費は、領収書を振興会へ提出するものとする。		

3．激励金

(1)開催地・旅費補助に関わらず、中総体および新人大会において、下記のとおり支給される。

(2)登録選手のみを対象とする(マネージャー1名含む)。

(3)市の予選を勝ち上がって出場する場合のみ。

(4)個人戦および団体戦の双方に出場する選手への重複した支給は行わない。

(5)部活動振興会加入の生徒が、都道府県対抗駅伝やJOC等に選抜されて出場する場合、これに準ずる。

(6)吹奏楽部と美術部については、運動部に準ずる。

中総体(夏)　新人大会(冬)	登録選手1名につき(マネージャー1名含む)
県大会	1,000円
九州大会	3,000円
全国大会	5,000円

4．その他

大会参加費については、各部で負担する。

5．規程の改正

この規定の改正は、部活動振興会役員会で決定する。

6．発効

本規程は平成31年4月26日より実施する。
本規程は令和5年4月28日一部改定。